

**厚労省の通知や下記と同じ状況というだけでは軽微な変更には該当するとは限りません。
該当するかどうかは一連の業務を行う必要性の高い変更かどうかによって判断されます。**

No.	質問	回答
1	サービスの回数の週1回程度の増減は軽微な変更になる場合があるとなっているが、同じサービス種別で別の事業所を追加する場合は軽微な変更にあたるのか？	厚労省の通知においてサービスの回数変更については同一事業所となっています。新たな事業所が追加となる場合は一連の業務が必要となります。
2	週1回から週2回へサービスの回数の変更を軽微な変更で行った場合、引き続き週2回から週3回へ軽微な変更とすることは可能か？	軽微な変更には該当しないと考えられます。当初は週1回のサービスが段階的な変更で週3回になるというのは利用者の状態像に変化がないとは想定しがたく、再度、一連の業務を行いケアプランを作成することが適当であると考えます。
3	援助の内容は変わらないまま、サービスの提供時間を午後から午前へ変更することは軽微な変更には該当するか？	サービス提供曜日の変更と同様に利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標、サービス内容、報酬区分に変化がない場合は軽微な変更には該当すると考えます。
4	利用していたサービスがなくなる場合は軽微な変更にあたるのか？	軽微な変更には該当しないと考えられます。厚労省の通知において利用していたサービスが終了する場合について記載はありません。また、利用していたサービスをやめるということはケアプラン第1表の総合的な援助の方針や第2表の援助内容などケアプラン全体に影響が及び、本人の状態像に変化があったと考えられます。
5	利用者の希望で自費で福祉用具を貸与している。同じものを引き続き介護保険でレンタルしたい場合はどうか？	今回のケースでは今まで自費のためサービス担当者会議に福祉用具貸与事業者が未参加であったため軽微な変更には該当いたしません。
6	車いすを普通型からリクライニング型に変える場合は軽微な変更にあたるのか？	軽微な変更には該当しないと考えられます。厚労省の通知において同一種目で機能の変化を伴わないものと示されています。機能の変化が必要ということは利用者の状態像に変化があったものと考えます。
7	同じ品目の福祉用具を追加する場合は軽微な変更にあたるのか？	軽微な変更には該当しないと考えられます。追加が必要ということは利用者の状態像に変化があったものと考えます。
8	車いす、特殊寝台をレンタルしている人が追加で付属品を借りる場合は軽微な変更の該当するか？	軽微な変更には該当しないと考えられます。付属品の追加が必要ということは利用者の状態像に変化があったものと考えます。